

2025年10月7日

株主各位

東京都港区西新橋一丁目1番1号
株式会社東急エージェンシー
代表取締役 社長執行役員 高坂俊之

自己株式取得に関する事項のご通知および譲渡お申込みのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より格別のご高配にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、2025年6月26日開催の第78回定時株主総会でご決議いただいた自己株式の取得に関し、2025年9月30日開催の取締役会において、会社法第157条第1項各号に掲げる事項について、下記のとおり決議いたしましたので、ご通知申し上げます。

会社法第159条第1項に基づき、ご所有の株式の当社への譲渡をご希望される株主様は、別紙「譲渡お申込み要項」をご参照のうえ、ご応募くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 取得する株式の種類および数

| 取得する株式の種類 | 取得する株式の数 |
|-----------|----------|
| 普通株式 | 125,142株 |

※单元未満株式(1,000株未満の登録株式)についても、今回の自己株式取得の対象とさせていただきます。

2. 株式1株を取得するのと引換えに交付する金額(取得価格)

| | |
|------|-------------|
| 取得価格 | 1株につき1,323円 |
|------|-------------|

※上記取得価格は、2025年3月31日現在における自己株式控除後の1株あたりの簿価純資産およびディスカунテッド・キャッシュフロー法の算定結果等を総合的に勘案して決定したものです。

※実際にお支払いする金額は、取得価格から源泉徴収税額を差し引いた金額となります。

3. 取得価格の総額

| | |
|---------|---------------|
| 取得価格の総額 | 金165,455,244円 |
|---------|---------------|

4. 株式の譲渡の申込みの期日

| | |
|--------------------|------------------|
| 株式の譲渡の申込みの期日(応募期日) | 2025年11月28日(金曜日) |
|--------------------|------------------|

※お申込み期間は、2025年10月10日(金曜日)から2025年11月28日(金曜日)までとし、期間内に有効に受け付けさせていただいたお申込みについては、応募期日をもって、株主様と当社との間で、別紙「譲渡お申込み要項」に記載する条件で、株式譲渡契約が成立するものといたします。

※なお、お申込みいただいた株主様への当社からの代金のお支払いは2025年12月15日(月曜日)となります。(同日付で株式の所有権は当社に移転します。)

以上

譲渡お申込み要項

1. お申込み方法

ご所有の株式の当社への譲渡をご希望される株主様は、下記の応募必要書類を、お申込み期間内（2025年10月10日（金曜日）から2025年11月28日（金曜日））必着で、当社宛に郵送によりお申込みください。

応募期日の2025年11月28日（金曜日）までに、応募必要書類のすべてが当社に提出されていることが必要となります。応募期日までに、応募必要書類が一部でも不足している場合、または応募必要書類に不備がある場合には、お申込みの受付ができませんので、ご注意ください。

記

<応募必要書類>

（株主様ご自身でご用意いただくもの）

①本人確認書類

※運転免許証、健康保険証、パスポート等の写しのうち、1点

（当社からご送付した書類にご記入いただくもの）

②自己株式の取得に関する譲渡申込書

※お届け印を押印してください。なお、お届け印を押印することができない場合は、実印を押印し、印鑑証明書を合わせてご提出ください。

お届け印がご不明の場合はお問い合わせください。

以上の2点を返信用封筒にて、『簡易書留』でご送付ください。

《「自己株式取得に関する譲渡申込書」記入要領》

- (1) 「申込人の氏名」欄に、株主様ご本人（名義人）の氏名をご記入ください。
- (2) 「譲渡の申込みをする株式の数」欄に、譲渡のお申込みをされる株式の数を、単元未満株式を含めご記入ください。
- (3) 「申込人の日中連絡先」欄は、当社から問合せをさせていただくことがございますので、日中、連絡がとれる電話番号をご記入ください。
- (4) 「届出印」欄に、お届け印をご捺印ください。お届け印を押印することができない場合は、実印を押印ください。その場合は、3カ月以内に取得した印鑑証明書を提出ください。
- (5) 金融機関は、銀行以外（信用金庫、信用組合など）でもご指定いただけます。その場合は、恐れ入りますが、「銀行」を二重線等で消していただいたうえで、金融機関名をご記入ください。「金融機関番号」、「店番号」は、お分かりにならない場合はご記入いただかなくても結構です。
- (6) ゆうちょ銀行をご指定いただく場合には、通帳に記載の記号番号とは別の振込み用の店名、口座番号等が必要になります。ゆうちょ銀行の窓口、インターネットホームページでご確認のうえご記入ください。

- (7) 口座名義は、株主様ご本人の名義に限らせていただきます。株主様ご本人以外の名義の口座を指定することはできません。
- (8) その他、連絡事項等ございましたら、「特記事項」欄にご記入ください。

2. お申込み手続

- (1) 上記の応募必要書類を、同封の返信用封筒にて、簡易書留郵便で、当社宛にご送付ください。
応募期日（2025年11月28日（金曜日）必着）となります。応募期日までに到着しなかった場合は、今回の自己株式取得の対象とはなりませんのでご注意ください。
※簡易書留郵便の差し出しは、お近くの郵便局の窓口でお手続きください。ポストに投函しただけでは、書留扱いになりませんのでご注意ください。
- (2) 当社に応募必要書類が到着し、お申込みを受け付けた場合は、「株式譲渡申込み受付票」を当社からお送りいたします。

3. お申込みにあたってのご注意

- (1) お申込みにあたっては、応募必要書類を十分ご確認ください。
応募必要書類の不足、記入漏れ、押印漏れなどの不備がある場合には、お申込みを受け付けることができません。予め十分に内容をご確認のうえお申込み下さい。
- (2) お申込みを取り消す場合
いったんお申込みをいただいた後も、お申込み期間中であれば、いつでもお申込みの全部または一部を取り消すことができます。
お申込みを取り消す場合は、本要項の末尾記載の問合せ先にお問い合わせください。

4. 代金決済の方法

お申込み期間内に有効に受け付けさせていただいたお申込みについては、応募期日（2025年11月28日（金曜日））をもって、株主様と当社との間で、本要項に記載する条件で、株式譲渡契約が成立するものといたします。

当社から株主様への代金のお支払いは、以下のとおりとなります。

- (1) 決済日（代金お支払い日）
2025年12月15日（月曜日）（この日を以って、株式の所有権が当社に移転いたします。）
- (2) 決済方法（代金お支払い方法）
決済日に、予め株主様にご指定いただいた金融機関の口座に振り込む方法により、代金をお支払いいたします。（振込手数料は当社で負担いたします。）
代金の振込口座は、株主様ご本人名義の口座に限らせていただきます。株主様ご本人名義でない口座を代金の振込口座に指定することはできませんのでご注意ください。
- (3) お支払金額
お支払いする金額は、取得価格（1株あたりの取得価格×譲渡株式数）から源泉徴収税額を差し引いた金額となりますので、ご注意ください。
※ 1株あたりの取得価格が、1株あたりの資本金等の額を超過する部分については、みなし

配当となり、そのうち、20.42%（所得税20%+復興特別所得税0.42%）に相当する金額が源泉徴収されます。

（譲渡申込み株数1,000株の場合の計算例）

| | | | | |
|-------------------|-----------|----------|------|-------------------|
| ①取得価格 | 1,323円/株 | × 1,000株 | = | <u>1,323,000円</u> |
| ②資本金等の額 | 426.73円/株 | × 1,000株 | = | 426,730円 |
| ③みなし配当額（①-②） | 896.27円/株 | × 1,000株 | = | 896,270円 |
| ④源泉徴収税額（③×20.42%） | | | = | <u>183,018円</u> |
| | | | | （②③④は、1円未満切捨て） |
| ⑤振込金額 | | | ①-④= | <u>1,139,982円</u> |

※みなし配当に関する支払調書（2通：譲渡株主様用、当社から所管税務署提出用 各1通）について、決済日から1か月を目途にお送りする予定です。

なお、マイナンバー制度に伴い、当社から所管税務署に提出する支払調書については、譲渡株主様ご自身でマイナンバーをご記入いただき、（当社でマイナンバーを閲覧できないようにして）当社に返送いただきます。詳細は、支払調書の送付時にご案内申し上げます。

株式譲渡の課税関係は、株主様の所得額や他銘柄の株式の売却状況によっても異なります。株式譲渡に係る課税についての詳細は、最寄りの税務署または税理士などの専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただいたうえでご応募ください。

また、相続による財産の取得をした個人の方で、租税特別措置法第9条の7の規定（相続財産に係る株式を発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）の適用をご希望される場合は、税額が変動する場合がありますので詳細を最寄りの税務署または税理士などの専門家にご相談いただき、譲渡お申込時に当社にお申し出ください。

5. その他

（1）自己株式取得（買付）結果について

買付結果につきましては、決済日（2025年12月15日）以降、速やかに、当社ホームページでお知らせする予定です。

今回の自己株式取得に関するご不明な点につきましては、次頁の「自己株式取得に関するQ&A」をご参照いただくか、当社までお問い合わせください。

株式会社東急エージェンシー

* 自己株式取得に関するお問い合わせ

●専用ダイヤル 電話番号 **03-6811-2414**

●専用メール アドレス keiki@tokyu-agc.co.jp

（受付時間 土曜日、日曜日、国民の祝日を除く午前10時30分から午後4時30分まで）

以上

【自己株式取得に関するQ&A】

Q 1. 自己株式取得を行う理由は？

A 1. 2015年1月29日開催の臨時株主総会の決議により、2015年3月3日を効力発生日として、当社株式に譲渡制限を付したことにより、所有されている当社株式を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要することとなり、ご不便をおかけしております。
このため、株主様からの譲渡のご希望に応じて、適宜、取締役会の決議を行い、自己株式の取得を実施しております。なお、実施の際には、株主平等の原則により、全ての株主様にご案内しております。

Q 2. 単価の算定根拠は？

A 2. 今回の1株あたりの単価：1,323円
算定根拠は、2025年3月31日現在における自己株式控除後の1株あたりの簿価純資産およびディスカунテッド・キャッシュフロー法の算定結果等を総合的に勘案して決定したものです。

Q 3. 株券をなくしてしまったが、応募可能か？

A 3. 2017年6月23日の第70回定時株主総会におきまして、株式事務の合理化のため、株券不発行（株券廃止）とする旨の定款の一部変更が承認され、株券を廃止いたしましたので、応募に際して、株券は不要です。

Q 4. 届出住所を変更しているが、どうしたらよいか？

A 4. 住所の変更がわかる書面（住民票のコピーや運転免許証のコピーなど）をお送りください。
なお、本人確認書類で新しい住所がわかるものであれば、それをお送りいただくのみで結構です。

Q 5. 単元未満株式については、今回の自己株式取得に申込み場合と、会社法192条の買取請求権を行使する場合とで、条件が異なるか？

A 5. 単元未満株式につきましては、自己株式取得へのお申込みではなく、買取請求権を行使していただくことも可能です。取得価格はどちらの方法でも同じですが、課税関係が異なりますので、最寄りの税務署または税理士などの専門家にご相談いただき、ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

Q 6. 親から当社株式を相続したが、株主名義が親の氏名となっている。応募可能か？

A 6. お申込みは、株主様ご本人名義に限らせていただいております。ご応募いただくためには、当社株式のご相続人様への名義書換を行っていただく必要がございます。具体的な方法についてご案内いたしますので、当社の自己株式取得に関する問合せ窓口までご連絡ください。

Q 7. 今回の株式譲渡後に、確定申告をする必要があるか？

A 7. 原則、確定申告が必要ですが、詳細は、最寄りの税務署もしくは税理士にご相談ください。